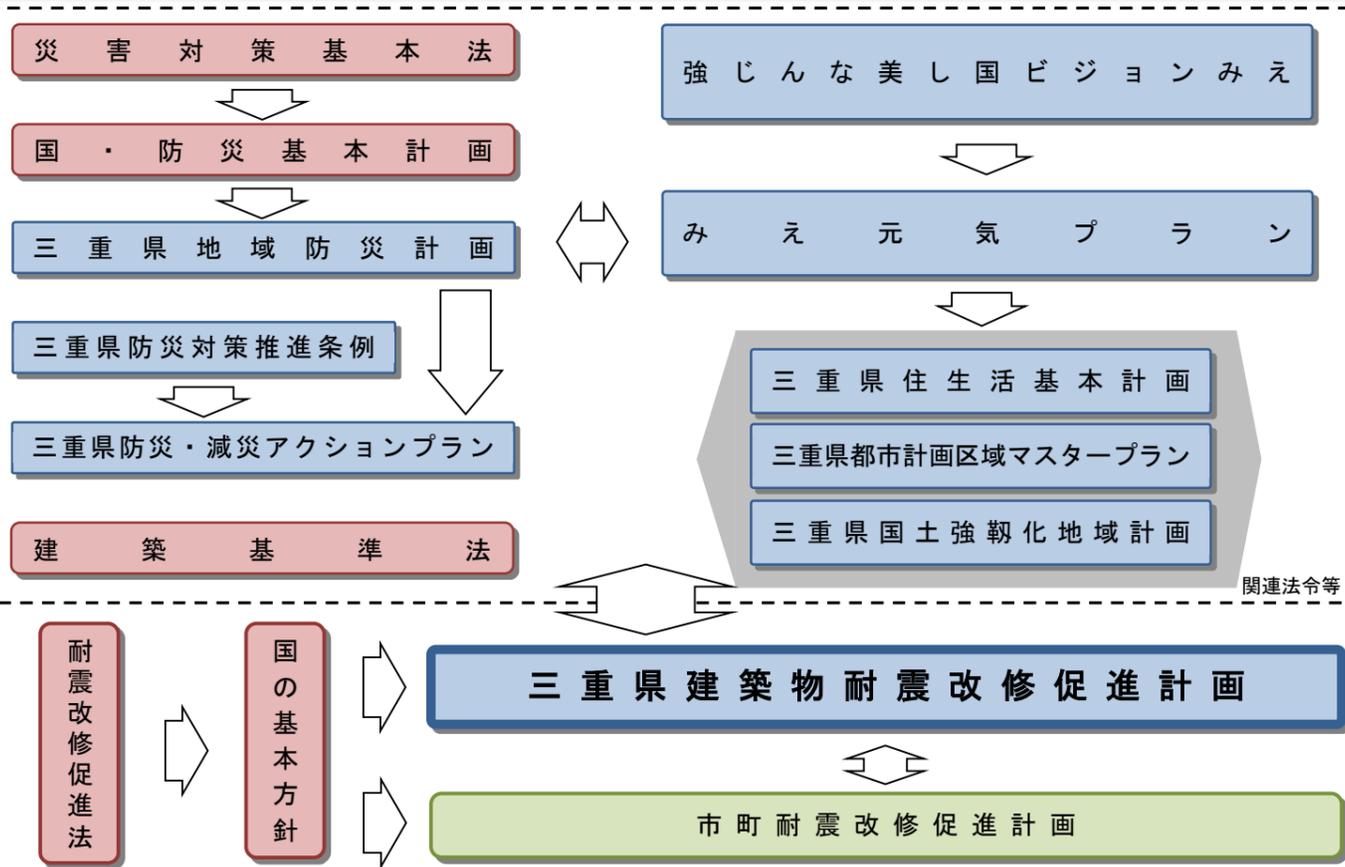


## 1 計画策定の背景

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という）第5条に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るためのものです。

南海トラフ地震等の大地震発生への切迫性が指摘されるなか、国の定めた基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）を踏まえ、建築物における計画的かつ緊急な耐震化を推進するための取組方針や計画目標を定め、三重県建築物耐震改修促進計画[第二次計画]（令和3~令和7年度）に引き続く計画となります。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画の基本事項

### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針や目標、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、県内における地震による建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

### (2) 対象区域：三重県全域

### (3) 計画期間：令和8年4月から令和13年3月までの5年間

### (4) 対象建築物

全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された住宅及び特定の建築物※を対象に耐震化を図ります。

※特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（法第14条）及び安全確認計画記載建築物（法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）も含まれます。

## 4 計画の目標

### (1) 住宅の目標

目標1 住宅の耐震化 目標：耐震化率 95%以上（R5年度推計値：89.1%）

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{S55年以前の耐震性のある住宅数} + \text{S56年以降の住宅数}}{\text{居住世帯のある住宅総数}}$$

住宅については、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の中で、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、また「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、令和12年までに住宅の耐震化率を95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。こうしたことを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」とします。

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度
耐震化率（目標値）	89.1%	95%以上

### (2) 特定の建築物の目標

目標2 民間建築物の耐震化（用途分類A、B） 目標：耐震性が不十分なものをおおむね解消（R6年度末：96.0%）

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物の耐震化を優先するため、用途分類A（社会福祉施設、避難施設や医療救護施設等）及びB（不特定多数が避難施設として使用する可能性のある施設）を目標の対象とし、その目標は耐震性が不十分なものをおおむね解消とします。

年度	用途分類	建築物総数	耐震性		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
R6	A	578	557	21	96.4%
	B	345	329	16	95.4%
	計	923	886	37	96.0%

（単位：棟）

目標3 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化 目標：耐震性が不十分なものをおおむね解消（R6年度末：96.0%）

対象は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等などの要緊急安全確認大規模建築物です。平成29年1月に耐震診断の結果とともに施設を公表しており、その目標を耐震性が不十分なものをおおむね解消とします。

年度	公表対象	耐震性あり	耐震性なし	改修方法検討中	耐震補強設計中、又は設計完了	耐震改修工事着手	耐震改修工事完了（除却含む）	耐震性不足解消率	
									R6
	市所管	55	48	7	1	2	1	4	94.6%
	全体	99	85	14	2	2	1	10	96.0%

（単位：棟）

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

目標4 防災拠点となる建築物の耐震化

目標：耐震性不足解消棟数 すべて解消  
(R6年度末：残り1棟)

3市町の庁舎（尾鷲市役所本庁舎、伊賀市役所青山支所庁舎、明和町役場本庁舎）について、防災上重要な建築物として指定し、耐震診断を義務付けており、その全ての耐震化を目標とします。

所在地	建築物の名称	耐震化等の状況
尾鷲市	尾鷲市役所本庁舎	耐震対策済
伊賀市	伊賀市役所青山支所庁舎	耐震対策済
明和町	明和町役場本庁舎	

目標5 道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化

目標：耐震性不足解消率 80%  
(R7年度末：64.3%)

地震により建築物が倒壊すると、道路を閉塞するおそれがあることから、災害発生時に特に重要な拠点となる施設を広域的に結び第一次緊急輸送道路を、耐震診断義務化路線として指定しています。

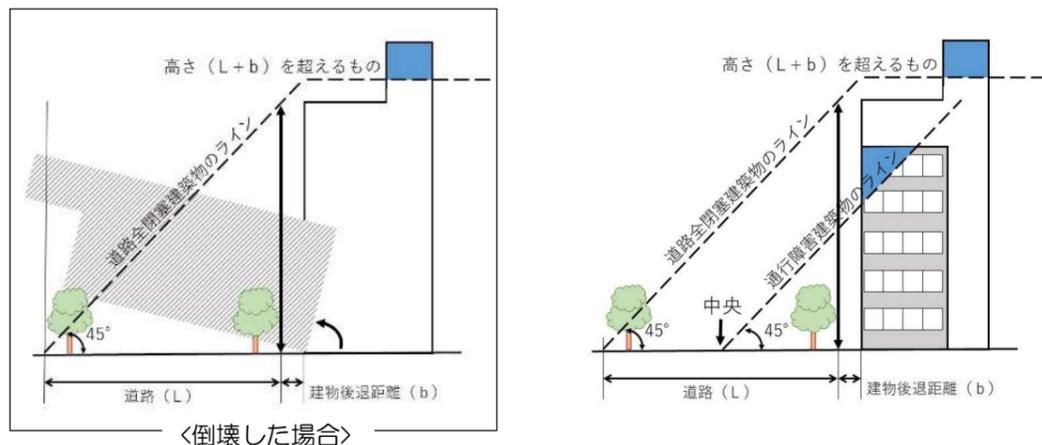
その沿道の耐震診断義務付け対象となる建築物は107棟ありますが、なかでも倒壊時の影響が特に大きい、道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物を対象に、目標を耐震改修等実施率80%とします。

年度		避難路沿道建築物	耐震化等の状況				除却等	耐震性不足解消率
			耐震性あり	耐震性なし	耐震補強設計完了	耐震改修工事完了		
R6	県所管	6	2	3	0	0	1	50.0%
	市所管	10	3	7	1	2	1	60.0%
	全体	16	5	10	1	2	2	56.3%
R7	県所管	4	2	2	0	0	1	75.0%
	市所管	10	3	7	1	2	1	60.0%
	全体	14	5	9	1	2	2	64.3%

(単位：棟)

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

【図】倒壊した場合に道路を全閉塞する恐れのある避難路沿道建築物



5 建築物の耐震化のための施策

住宅の耐震化

木造住宅の耐震化の支援

- 木造住宅の耐震化に対する支援
- 耐震性のない空き家の除却に対する支援
- 耐震補強工事に要する費用の低減の推進
- 補助金に係る代理受領制度の導入の促進
- 耐震改修利子補給制度の活用促進

住宅の耐震化の促進

- 建築相談窓口を活用した相談体制の確保
- 住宅戸別訪問・耐震補強相談会への支援
- インターネット等を活用した情報提供
- 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発
- 防災教育を通じた啓発
- 地元組織を通じた啓発
- 新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発

多様な主体との連携

- 市町との連絡会議の開催等
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

建築物の耐震化の支援

- 建築物に係る耐震化事業に対する補助等

建築物の耐震化の促進

- 耐震化を促進する環境整備
- 県有建築物の耐震診断の結果等の公表
- 防災上重要な建築物の指定
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表
- 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、助言等

計画的な耐震化の推進

- 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和
- 建築物の地震に対する安全性の表示制度
- 区分所有建築物の議決要件の緩和

多様な主体との連携

- 関係部局、施設関連団体との連携

建築物の耐震化

まちの安全対策

まちづくりにおける耐震化対策

- 地震時に通行を確保すべき道路の指定
- 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援
- 避難路等の道路情報の整備
- 密集市街地等における安全対策の促進
- がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

耐震化の促進のための普及啓発

- 災害予測図の作成と公表
- 防災ガイドブックの作成
- 避難路沿道建築物耐震化状況マップの周知

その他建築物の地震に対する安全対策

- ブロック塀等における安全対策
- 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策
- 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策
- エレベーターにおける耐震対策
- 長周期地震動への対策
- 家具等の転倒防止の普及啓発